

地域包括支援センターだより

知って防ごう高齢者虐待

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」といいます。）では、「養護者」とは、「高齢者（65歳以上）を現に養護する者であって要介護施設従事者等以外の者」とされており、高齢者のお世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

すべての人が安心して住み慣れた家庭や地域で暮らし続けていけるよう、高齢者虐待を防ぎましょう。

● 虐待には様々な形態があります ●

- 身体的虐待** …… 殴る・蹴る・つねる・無理やり食事を口に入れる・意に反して身体を拘束する。外出を制限し、外部と接触させない など
- 介護・世話の放棄・放任** …… 劣悪な住環境で生活させる・食事を与えない・入浴をさせない・オムツを交換しない・受診させない など
- 心理的虐待** …… 怒鳴りつける・ののしる・悪口を言う・無視する・侮辱をこめて子供のように扱う など
- 性的虐待** …… わいせつな行為をする・性的行為を強要する・排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する など
- 経済的虐待** …… 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の年金や預貯金を勝手に使う・本人の自宅等を無断で売却する など

虐待は、必ずしも虐待者が悪者だから起こるものではありません。虐待をしている養護者には、認知症や介護に対する知識・理解がなかったり、経済的に余裕がない、相談する人がいないなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。「高齢者虐待防止法」には、虐待をしている養護者への支援も明記されています。「高齢者虐待」は、発生の予防と早期発見が重要です。ささいなことでも早期に相談・連絡があれば、高齢者本人に対して医療や介護サービスの利用など適切な対応がなされ、本人だけでなく、養護者の世話や介護の負担軽減となり、虐待の深刻化を防ぐことにつながります。

相談窓口：飯塚市役所高齢介護課 TEL0948-22-5500（内線1140～1144）、各地区の地域包括支援センター

高齢者の消費者被害に関する相談が多発しています

高齢者をねらった悪質商法等が多発しています。高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者本人は「自分は大丈夫」という油断をせず、また周囲の人は「普段と変わりはないか」と見守りながら高齢者が困った時に相談しやすい関係づくりをしておくことが大切です。

● 電話でお金はすべて詐欺！すぐに相談！ ●

還付金詐欺 …… 戻ってくるお金があると言いつつ現金を振り込ませる。「保険料や医療費が戻ります」など

対策 市役所などのそれぞれの担当部署に確認する。

オレオレ詐欺 …… 息子や孫の名前をかたって現金をだまし取る。「お母さん助けて！お金が必要なんだ」など

対策 こちらから本人に電話をかけ直し、もう一度確認する。

架空請求詐欺 …… 架空の費用名目で請求し、現金をだまし取る。「インターネット登録料が未納です」など

対策 慌てて振り込んだりせず、家族や警察等に相談する。



あわてて1人で判断せず、すぐに相談！！

飯塚市消費生活センター 所在地：飯塚市吉原町6-1 あいタウン2階市民交流プラザ内 電話番号：0948-22-0857

消費者ホットライン 電話番号：188（商品購入やサービスなど、消費生活で困った時に）

警察相談専用電話 電話番号：#9110（生活の安全に関する不安や悩みに）